

第5回 圧縮水素スタンド保安検査基準等検討分科会  
議事録

1. 日 時：平成30年12月4日(火) 10:00～12:00
2. 場 所：一般財団法人石油エネルギー技術センター 第1,2会議室  
(東京都港区芝公園二丁目11番1号)
3. 出席者：(敬称略・順不同)  
主 査：土橋  
委 員：堀口、井上、笠井、荒島、森、三浦(貴)、福永、古田、杉本、竹永、山中(代理)  
共同規格者：二宮、佐藤、今岸(以上、一般財団法人石油エネルギー技術センター(JPEC))  
事務局：小山田、加藤、木村、高橋、井口(以上、高压ガス保安協会(KHK))  
オブザーバー：肥後(以上、経済産業省)

4. 配付資料

- 資料1 圧縮水素スタンド保安検査基準等検討分科会 委員名簿
- 資料2 第4回分科会の議事録(案)
- 資料3 定期自主検査指針(圧縮水素スタンド関係)KHK/JPEC S 1850-\*\*(2018)(案)
- 資料4 保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)KHK/JPEC S 0850-9(2018)との比較表

5. 定足数報告等

事務局より定足数の報告があり、委員数15名に対し、委員の代理者1名を含む、出席12名で過半数以上の出席があることから、規格委員会規程第14条の定足数を満足しており、正式に開催する旨の説明があった。

土橋主査より、委員等倫理心得の説明があった。

6. 議事概要

6.1 議事(1) 第4回分科会の議事録の承認について

資料2を用いて前回議事録(案)について事務局から説明があった。議事録(案)中の委員名等を削除する修正を行うこととした。その後、資料2を正式な議事録として承認するための採決が挙手により行われ、出席委員全員の賛成により、正式な議事録として可決された。

6.2 議事(2) 定期自主検査指針(圧縮水素スタンド関係)KHK/JPEC S 1850-\*\*(2018)(案)について

資料3,4を用いて事務局から説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

【6.2-1】

- ・2点伺いたい。1点目。4.4.3 非破壊検査 b) 肉厚測定以外の非破壊検査の規定に追記があるが、具体的に何をすればよいかわからない。AE(アコースティックエミッション試験)なのか。複合構造の蓄圧器の非破壊検査は、実際には不可能なのではないか。何故ここに書くのか。解説ではダメなのか。
- 2点目。5.1.3 a) なお書きに液面計の精度検査があるが、対象は圧力発信器なのか、液面計なのか。

どちらであるか。(委員)

- ・まず、検査方法については限定していない。高圧水素の蓄圧器の使用実績がまだ比較的十分とは言えない中、日進月歩で進歩している検査技術を積極的に採用していくという当然のことだが敢えて記載すべきと考えた。(事務局)
- ・事業者の義務が増えるということにならないか。(委員)
- ・単に先進的と書くと、費用や実効性を度外視してでもやらなければならないと解釈されうるので、文言の修正が必要と考える。(委員)
- ・合理的という言葉を入れてはどうか。(委員)
- ・委員のご意見を採り入れ、なお書きについては以下のとおりとしたい。「なお、検査方法を選択する際は、蓄圧器の異常をより適切に検知可能な先進的・合理的な方法を採用するよう努めること。」(事務局)
- ・液面計の件。圧力計のJIS規格はブルドン管の圧力計を対象としている。そのため圧力発信器は規格がない。JIS規格と同等の精度は厳しいのではないか。(委員)
- ・b)により行うことが出来る。目量の1/2となっており問題はないのではないか。(委員)
- ・圧力計と圧力発信器は同時に検査することが出来る。圧力計は1/2の精度で検査を行っている。b)により行うことがほとんどである。(委員)
- ・水素スタンドの定期自主検査指針だけ液面計の精度検査について記載するのは妥当と言えるのか。
- ・他の定期自主検査指針で液面計の精度検査を採り入れることについて、今後検討していきたい。(事務局)

#### 【6.2-2】

- ・解説はどうなるのか。(委員)
- ・規格でないため、分科会の審議事項としていない。(事務局)
- ・パブリックコメントで使用した資料を想定している。解説については事務局で案を作成後にメールで委員と共有する。そこで意見を出していただき、事務局の責任で作成する。(事務局)
- ・解説は審議事項としていないということだが、解説の2.3の「検査を行うことが困難な箇所を有する高圧ガス設備の代替検査について」は、指針本文に記載しても良いのではないか。(委員)
- ・例示として考えている設備のみを特定できる表現であれば検討すべきであるが、本事例はそうではないため記載は削除する。(事務局)

### 6.3 議案2の採決

事務局から、書面投票の場合は、その期間は7日以上で分科会が定める期間となる旨の説明及び書面投票の期間を12月7日から12月13日までとする提案があった。

#### 【決議前の同意】

土橋主査により、規格委員会規程第20条第1項の規定による決議を行う場合の十分な意見交換行われたことの確認があり、決議を行うことの確認をとったところ、全員の同意が得られた。

#### 【採決の方法の決定（挙手又は書面投票）】

- ・修正がいくつかあり、最終的なものを見てから判断したい。(委員)

以上の意見交換が行われ、書面投票を12月7日から12月13日までの期間で行うことが決定された。

以上